



中部れいんず

第62号



国土交通大臣指定
公益社団法人
中部圏不動産流通機構
<http://www.chubu-reins.or.jp>

発行所 ☎451-0031 名古屋市西区城西五丁目1-14(愛知県不動産会館) TEL(052)521-8589 FAX(052)522-6134
(公社)中部圏不動産流通機構 編集人●瀬上 直樹(企画・事業委員長)

報告

中部圏不動産流通機構は公益社団法人へ移行しました

各位

公益社団法人中部圏不動産流通機構

会長 山田 美喜男

公益社団法人移行のご挨拶

拝啓 時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から当機構に対しましてはご指導・ご鞭撻を賜り誠にありがとうございます。

さて、当機構は本年9月19日に内閣総理大臣より下記のとおり、「公益社団法人」としての認定をいただきました。これに伴い10月1日に公益社団法人に移行いたしました。

今後は、公益社団法人としてその意義、役割を自覚し、旧法人時にも増してより高い使命をもって、事業運営に努めてまいりたいと考えております。

旧来のご支援に厚く感謝申し上げますとともに、今後とも尚一層のご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

まずは、略儀ながら書中をもって謹んでご挨拶申し上げます。

敬 具

記

1. 法人の名称

公益社団法人中部圏不動産流通機構

(旧名称：社団法人中部圏不動産流通機構)

2. 代表者

代表理事(会長) 山田美喜男

3. 主たる事務所

愛知県名古屋市西区城西5丁目1番14号 愛知県不動産会館1階

4. 事業の概要

宅地または建物の売買、賃貸借等に関する情報登録の受け入れ及び提供、並びにこれに関する不動産流通市場の調査研究を行い、不動産流通市場の健全な発展に寄与する国土交通大臣指定事業。

5. 移行年月日

平成24年10月1日

6. 監督機関

内閣総理大臣および内閣府公益認定等委員会

以 上

レインズ
コール
センター



受付時間

土曜日、日曜日、祝休日、レインズの休止日(12/28～1/3)を除く平日の午前9時から午後6時まで
レインズシステムのご質問、お問い合わせは下記のレインズシステムコールセンターにお尋ね下さい。

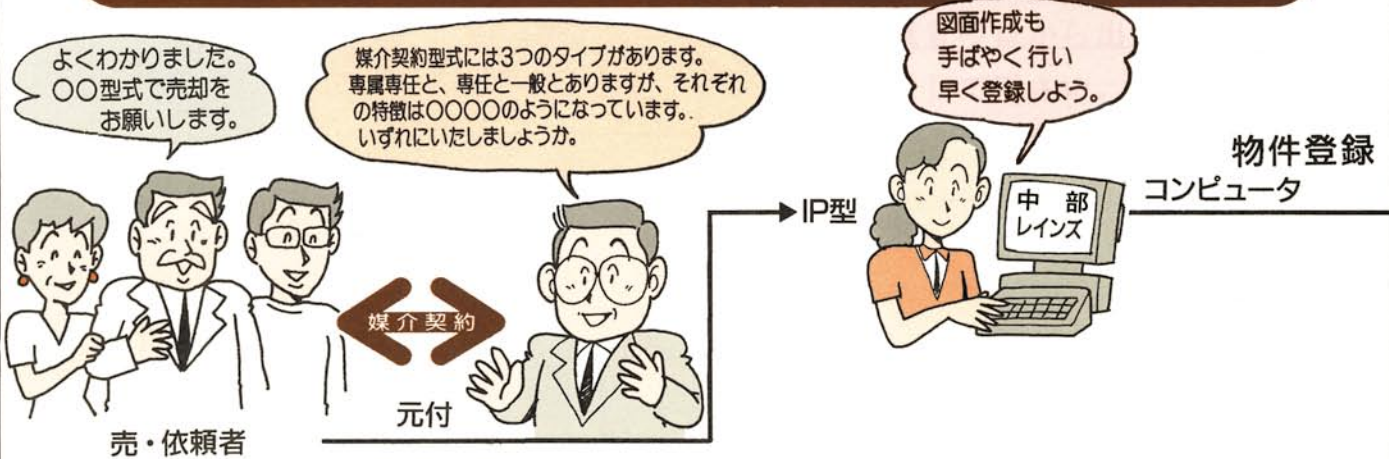
TEL 0570-01-4506

Email reins_c@aj.wakwak.com

ガイドラインの概要

機構(中部レイنز)の健全な発展と円滑な共同媒介のために!

元付業者



●物件の調査は、下記に従って
ていねいに行おう!

- ①売却依頼者への確認、聴取
- ②官公署での権利関係及び設備
等の調査、確認
- ③その他必要な調査

●価格査定は(公財)不動産流通近
代化センター策定の価格査定
マニュアルを活用しよう。

登録されると中部レイنزネット
ワークで情報が流れるのです。

物件登録	※登録期限	注 意 点
専属専任 媒介契約	5日以内	●媒介契約書を締結・交付した後で なければ登録できません。 (締結年月日の記入は必須条件です。)
専任媒介契約	7日以内	●登録価格と媒介契約価額は同一で なければいけません。 ●重複して登録を行ってはなりません。 また、正当な事由なく削除、変更、 再登録を行ってはなりません。
一般媒介契約	登録が可能か否か、依頼者の意思を確認してくださ い。	

元付

はい、機構に登録されました。
今後、お電話の他に文書で定期的な
業務処理報告をいたします。

遅滞なく送付

登録済証

登録済証

■ 登録証明書 ■

御依頼の物件は、以下の通り登録されました

データ種別	売物件	物件種目	中古マ
物件種別	マンション	物件種目	中古マ
物件番号	95112345	土地権利	共有権
登録年月日	Y年MM月DD日	最新変更年月日	
商号	〇〇支店	電話	1234
価格	3800万円	専有面積	73.80
		バルコニー面積	8.00
		延床面積	81.80

依頼者

※登録期限	注 意 点
図面登録	7日以内
●文字情報とくい違いがないように注意して下さい。 ●図面は東海不動産公正取引協議会の、表示規約に 適合したものにして下さい。	

登録期限	注 意 点
内容変更	すみやかに すみやかに すみやかに
●登録情報に変更があった場合すみやかに修正して 下さい。 ●登録の取り消しもすみやかに行ってください。	

※登録期限は契約を結んだ日の翌日から起算します。(業者の休業日は含みません)

依頼者へ優れたサービスの提供を!

中部レインズ

物件登録



1. 詳細に!
2. 正確に!
3. 迅速に!

図面登録

- 登録することが必須条件です。
- 図面は不動産情報の顔です。
- 図面登録がされている物件は成約率が高くなります。

客付業者



速報(日報)配信と検索で!



レイنز情報取り扱いガイドライン

（公社）中部圏不動産流通機構では機構から取得した物件情報・成約情報を適正に取り扱うために必要なルールを定め、機構の情報交換事業の適正な運用、会員間取引の円滑化および消費者の保護を図るために「レイنز情報取り扱いガイドライン」を設けております。

1. レインズ情報の利用のあり方

（1）利用の目的

会員は、機構から取得した物件情報・成約情報を、原則として、会員自らが機構を通して不動産取引を成立させるために適正に利用しなければならない。

（2）目的外利用の禁止

会員は、上記（利用の目的）に反する目的で、機構から取得した物件情報・成約情報を外部に開示することはできない。機構から取得した物件情報・成約情報を集計・加工・分析したものであっても同様とする。

2. 物件情報の取り扱い

（1）広告掲載・宣伝告知等

会員は、物件情報を広告掲載・宣伝告知等する場合、次の条件をともに充たす必要がある。

- 一 元付（登録）業者の承諾を得ていること。
- 二 広告掲載物件の承諾方法と物件番号を適正に管理すること。

（2）依頼者への提示・提供

物件情報の取り扱いで、広告掲載・宣伝告知等以外において物件情報を外部に開示できるのは、依頼者に対して提示・提供する場合のみとする。その場合、次の条件をともに充たす必要がある。

- 一 依頼者の購入等の意向の確認、および条件の把握がなされていること。
- 二 会員が依頼者の意向および条件に沿って選択したうえで提示・提供すること。

3. 成約情報の取り扱い

（1）成約情報の提示・提供条件

機構から取得した成約情報は、原則とし

て、依頼者に対して価格査定を行う場合の「意見の根拠」としてのみ提示・提供ができる。その際は、成約物件の特定が困難となるような工夫を施す必要がある。

（2）特定が可能な成約情報の提示・提供の禁止

情報項目の一部抽出・加工をしても、他の情報と組み合わせる事で、特定が可能な成約情報の提示・提供は認められない。

4. 情報の取得と管理

（1）情報の取得

依頼者に対して提示・提供する物件情報・成約情報はレイنزシステムから直接取得することを原則とする。

（2）情報の管理

機構から取得した物件情報・成約情報を、機構とは別のデータベースに集積して、そこから外部に開示する場合、定期的な情報確認・更新等の適正な管理を行わなければならない。

5. その他

（1）レイنزの情報を誤認させる告知の禁止

会員は機構の物件情報・成約情報の取り扱いについて、第三者に不当に誤認させる告知を行うことはできない。

（2）関連法令等の遵守

会員は情報の取り扱いに関して、このガイドラインのほか、機構の規程および宅地建物取引業法等の関連法令・法規を遵守しなければならない。



会員は、このガイドラインの目的・趣旨・および内容を理解し、機構の規程とともにこのガイドラインを守らなければなりません。

尚、このガイドラインは、今後の社会情勢の変化、関連法令、当機構の諸規程等の変更などによって、改訂することがあります。

レイنز情報取り扱いのガイドラインの詳細は、（公社）中部圏不動産流通機構のホームページ（<http://www.chubu-reins.or.jp> 会員の皆様へ（各種書類））に掲載しております。